

青森市職員の育児休業等に関する条例（平成十七年条例第四十八号）

新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条 （略）</p> <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p> <p>イ 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(1) その養育する子(育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。)が一歳六か月に達する日(以下「一歳六か月到達日」という。)(<u>当該子の出生の日から第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から六月を経過する日、第二条の四に規定する場合に該当する場合にあっては当該子が二歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び<u>引き続いて</u>任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に<u>採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>ロ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p>	<p>第一条 （略）</p> <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u> <u>以外の非常勤職員</u></p> <p>イ 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(1) その養育する子(育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。)が一歳六か月に達する日(以下「一歳六か月到達日」という。)(<u>第二条の四</u> <u>に規定する場合に該当する場合にあっては、二歳に到達する日</u> <u>までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び</u> <u>任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)</u>に<u>引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>ロ <u>第二条の三第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が一歳に達する日(以下「一歳到達日」という。)(<u>当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該</u></u></p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>その養育する子が一歳に達する日(以下「一歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第二条の三第三号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(1)において同じ。)</u>において育児休業をしている非常勤職員であって、<u>同条第三号に掲げる場合に該当して当該子の一歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>(2) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>(削除)</p> <p>第二条の二 (略)</p>	<p><u>子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ハ <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>第二条の二 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(育児休業法第二条第一項の条例で定める日)</p> <p>第二条の三 育児休業法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育する<u>非常勤職員が</u> _____ _____、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第三条第七号に掲げる事情があるときは口及びハに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはハに掲げる場合に該当する場合) 当該子の一歳六か月到達日</p>	<p>(育児休業法第二条第一項の条例で定める日)</p> <p>第二条の三 育児休業法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育する<u>ため、非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき</u> _____ _____ 当該子の一歳六か月到達日</p>

改正後	改正前
<p><u>イ</u> 当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して配偶者育児休業をする場合にあっては、当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</p> <p><u>ロ</u> 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において配偶者育児休業をしている場合</p> <p><u>ハ</u> 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</p>	<p>（新設）</p> <p><u>イ</u> 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が_____する育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日（当該配偶者が_____する配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において配偶者育児休業をしている場合</p> <p><u>ロ</u> 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</p>

改正後	改正前
<p><u>三 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p> <p>(育児休業法第二条第一項の条例で定める場合)</p> <p>第二条の四 育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育する<u>非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条に規定する場合に該当して育児休業をしている場合であって次条第七号に掲げる事情があるときは第二号及び第三号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>とする。</p> <p><u>二 当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条に規定する場合又はこれに相当する場合に該当して配偶者育児休業をする場合にあっては、当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u></p> <p><u>三 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日において育児休業をし</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(育児休業法第二条第一項の条例で定める場合)</p> <p>第二条の四 育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育する<u>ため、非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日(当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条に規定する場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの</u>にあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>二 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日において育児休業をし</u></p>

改正後	改正前
<p>ている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳六か月到達日において配偶者育児休業をしている場合</p> <p>三 当該子の一歳六か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</p> <p>四 <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条に規定する場合に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p> <p>(削除)</p> <p>(育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第三条 育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>五・六 (略)</p>	<p>ている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳六か月到達日において配偶者育児休業をしている場合</p> <p>三 当該子の一歳六か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</p> <p>(新設)</p> <p><u>(育児休業法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</u></p> <p><u>第二条の五 育児休業法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。</u></p> <p>(育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第三条 育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p><u>五 育児休業(この号の規定に該当したことから当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、三月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</u></p> <p>六・七 (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>七 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているもの</u>が、当該任期を_____更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日_____を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</p> <p>(育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p> <p><u>第三条の二 育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。</u></p> <p>第四条～第八条 (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第九条 育児休業法第十条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p><u>三 育児休業法第六条第一項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第十条 育児休業法第十条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>一～五 (略)</p>	<p><u>八 その任期</u></p> <p>_____の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている<u>非常勤職員</u>が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該_____任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第四条～第八条 (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第九条 育児休業法第十条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第十条 育児休業法第十条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>一～五 (略)</p>

改正後	改正前
<p>六 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、三月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>七 (略)</p> <p>第十一条～第二十七条 (略)</p>	<p>六 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、三月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>七 (略)</p> <p>第十一条～第二十七条 (略)</p>